東近江行政組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

昭和47年7月1日中部地域消防組合規則第7号

改正 昭和48年3月7日 規則第2号 平成10年3月31日 規則第1号 昭和49年1月25日 規則第2号 平成10年9月1日 規則第6号 昭和49年2月28日 規則第4号 平成10年12月25月 規則第10号 昭和49年3月26日 規則第10号 平成11年12月24日 規則第5号 昭和49年7月2日 規則第15号 平成12年3月31日 規則第2号 昭和50年2月1日 規則第2号 平成12年9月25日 規則第7号 昭和50年12月22日 規則第11号 平成12年12月26日 規則第11号 昭和51年12月25日 規則第2号 平成13年3月19日 規則第4号 昭和52年12月26日 規則第7号 平成13年4月26日 規則第7号 昭和53年12月25日 規則第4号 平成14年4月30日 規則第9号 昭和54年12月25日 規則第3号 平成14年6月7日 規則第11号 昭和55年12月25日 規則第3号 平成16年3月10日 規則第5号 昭和56年12月25日 規則第4号 平成17年2月9日 規則第3号 昭和58年12月26日 規則第5号 平成17年3月23日 規則第7号 昭和60年3月8日 規則第1号 平成18年3月22日 規則第2号 昭和61年3月31日 規則第5号 平成19年4月1日 規則第3号 平成2年12月26日 規則第8号 平成19年4月1日 規則第5号 平成3年3月1日 規則第2号 平成19年12月27日 規則第13号 平成3年6月28日 規則第12号 平成20年3月28日 規則第6号 平成4年3月31日 規則第3号 平成22年3月18日 規則第4号 平成4年6月1日 規則第7号 平成23年4月1日 規則第1号 平成23年4月1日 規則第4号 平成5年4月1日 規則第2号 平成6年3月23日 規則第4号 平成24年4月1日 規則第2号 平成6年12月27日 規則第8号 平成25年3月15日 規則第1号 平成6年12月27日 規則第10号 平成26年3月26日 規則第5号 平成7年4月1日 規則第3号 平成27年3月25日 規則第3号 平成8年3月29日 規則第5号 平成28年2月26日 規則第4号 平成8年6月21日 規則第6号 平成29年1月18日 規則第4号 平成8年12月26日 規則第10号 平成29年3月21日 規則第10号 平成9年7月1日 規則第8号 令和2年9月29日 規則第13号 平成9年12月25日 規則第13号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江行政組合職員の給与に関する条例(昭和47年中部地域消防組合条例第19号。以下「条例」という。)に基づき、東近江行政組合職員(条例第3条に掲げる給料表の適用を受けるものをいう。以下「職員」という。)の初任給、昇格、昇給等に関する事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇格 職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (2) 降格 職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数 (この規則においてその年数に換算された年数を含む。) をいう。
- (4) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。
- (5) 在級年数 職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。
- (6) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級に おける在級年数をいう。
- (7) 正規の試験 任命権者が行う競争試験、又は管理者がこれに準ずると認める試験をいう。

(平18規則2・一部改正)

(級別職務分類)

第3条 条例第4条に定める職務の分類は、別表第1に定めるとおりとする。

(級別資格基準)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。) に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

- 第5条 級別資格基準表は、試験欄に掲げる試験の区分に応じて適用するものとする。 この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数 字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に 決定するための必要経験年数を示す。
- 2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は、次に掲げる職員に適用し、 同欄の「その他」の区分は、その他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定め がある場合は、その定めるところによる。
 - (1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者
 - (2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ管理者の承認を得たもの

- (3) 前2号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて他の地方公共 団体の職員その他管理者がこれに準ずると認める者となり、引き続きそれらの者 として勤務した後、引き続いて職員となった者
- 3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、学歴免許等資格区分表(別表第3)に定める区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることがその者に有利である場合は、その区分によることができる。
- 4 第1項の規定によって適用される級別資格基準表の試験欄に対応する学歴免許等欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員の学歴免許等欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。

(経験年数の起算及び換算)

- 第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許 等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後 の経験年数による。
- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格 を取得した時以後の職員の経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外 の年数については、経験年数換算表(別表第4)の定めるところにより職員として 同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表(別表第5)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、前条の規定によるその者についてはその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いに ついては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第2章 初任給

(新たに職員となった者の職務の級)

- 第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次の各号に定 めるところにより決定するものとする。
 - (1) その者の職務の級を給料表の職務の級4級から7級に決定しようとする場合は、 あらかじめ任命権者が管理者の承認を得ること。
 - (2) その者の職務の級を前号に掲げる級以外の職務の級に決定しようとする場合は、 その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。
- 第13条第1項各号の一に掲げる者から職員となった者又は同条第2項第1号に規 定する職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の 職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ任命権者が管理者の承認 を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100 未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(平18規則2·一部改正) (新たに職員となった者の号給)

- 第10条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号 給が、初任給基準表(別表第6)に定められているときは当該号給とし、当該職務 の級の号級が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその 者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第16条第1項又は第 17条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若し くは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同 表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分より も下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する 職務の級の最低の号給とする。
- 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員 の号給については、前項の規定にかかわらず、第11条から第13条の2までに定める ところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規 定による号給より上位の号給とすることができる。

(平18規則2·一部改正)

(初任給基準表の適用方法)

第10条の2 初任給基準表は、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試 験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区 分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例による ものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める 場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

- 第11条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許 等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている 学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際してその者 の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認める者に対する初任給基準表の 適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加 える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じ て得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができ る。
- 初任給基準表の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適 用については、その区分に応じ、「上級」にあっては「大学卒」の区分、「中級」 にあっては「短大卒」の区分、「初級」にあっては「高校卒」の区分が同表の学歴 免許等欄に掲げられているものとみなす。

(平18規則2・一部改正)

(経験年数を有する者の号給)

- 第12条 新たに職員となった次の各号に掲げる者 (職務の級を第9条第1項第1号に 掲げる職務の級に決定された者を除く。) のうち当該各号に定める経験年数を有す る者の号給は、第10条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける 者にあっては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。) の号数に、当該経験年数の月数を12月(第1号、第2号又は第4号に掲げる者の当 該各号に定める経験年数のうち5年を超える年数及び第3号又は第5号に掲げる 者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同 号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超える年数 のそれぞれの月数については、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、こ れを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第26条第1項に規定する特定職 員であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号給とすることができる。
 - (1) 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の任用に基礎となった試験に合格した

時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあっては「大学卒」の区分、「中級」にあっては「短大卒」の区分、「初級」にあっては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

- (2) 第5条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴 免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- (3) 第5条第2項第3号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条第1項の規定の適用を受ける者等で管理者の定めるものにあっては、管理者の定めるところにより得られる経験年数)
- (4) 前3号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、 その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- (5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。) であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。
- 3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱については、前2項 に定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

(平18規則2·一部改正)

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第12条の2 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含む。)

を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(平18規則2・一部改正)

(初任給の特例)

- 第13条 次の各号に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、前2条の規定による場合は著しく部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。
 - (1) 職員以外の市、町職員
 - (2) 他の地方公共団体の職員
 - (3) 国家公務員
 - (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しないもの
- 2 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について前2条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ任命権者が管理者の承認を得てその者の号給を決定することができる。 (平18規則2・一部改正)
- 第13条の2 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、前3条の規定に準じてその者の号給を決定することができる。この場合において、第12条第1項中「4を」とあるのは、「別表第7の2に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を」と読み替えるものとする。

(平18規則2・平19規則5・一部改正)

第3章 昇格その他の異動

(昇格)

第14条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- (1) 第9条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ管理者の承認を得ること。
- (2) 前号に規定する職の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していること。
- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。
- 3 勤務成積が特に良好である職員に対する第1項第2号の規定の適用については、 級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の 100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要 在級年数とすることができる。
- 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員 については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数 が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ管理者の承認 を得たときは、この限りでない。

(平19規則5・一部改正)

(昇格の特例)

- 第15条 職員が、第5条第2項第1号又は第2号に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。
- 2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害を有することとなった場合は、前条の規定にかかわらず、任命権者が管理者の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

- 第16条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。
- 2 前条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級へ

の昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務 の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前条第1項の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3 項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

(平18規則 2·一部改正)

(降格の場合の号給の決定)

- 第17条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるとき における前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順 次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ任命権者が管理者の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(平18規則2·一部改正)

(初任給基準を異にする異動)

- 第18条 職員を初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ管理者の承認を得て、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。
- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格 基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の 割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数と することができる。

(初任給基準等を異にする異動をした職員の号給)

- 第19条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
 - (1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
 - (2) その初任給の決定について第13条の規定の適用を受けた者及び管理者の定める者 あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、 昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給と して受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給とし て受けるべき号給をもってその者の異動後の号給とすることができる。
- 3 第16条及び第17条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、 又は降格した職員の号給については適用しない。

(平18規則2・一部改正)

第4章 削除

第20条から第23条まで削除

(平18規則2・削除)

第5章 昇給

(昇給日)

第24条 条例第6条第3項の規則で定める日は、第28条又は第29条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(平18規則2・全改)

(勤務成績の証明)

第25条 条例第6条第3項の規定による昇給(第28条又は第29条に定めるところにより行うものを除く。第26条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(平18規則2・全改、平19規則5・一部改正)

(昇給区分及び昇給の号給数)

第26条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)

- は、第25条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、管理者の定めるところにより行うものとする。
- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E
- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定め る昇給区分に決定するものとする。
 - (1) 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D
 - (2) 管理者の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の 日数以上の日数を勤務していない職員 E
- 3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。
- 4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分 に決定する職員の数の割合は、管理者の定める割合におおむね合致していなければ ならない。
- 5 条例第6条第3項の規定による昇給の号級数は、昇給区分に応じて別表第7の2 に定める昇給号級数表に定める号級数とする。
- 6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第16条第3項、第19条第2 項若しくは第32条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、全項の規定

にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(管理者の定める職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号級数を超えない範囲内で管理者の定める号給数)とする。

- 7 前2項の規定による号級数が0となる職員は、昇給しない。
- 8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の 級の最高の号給の号数から当該昇給目の前日にその者が受けていた号給(当該昇給 日において職務の級を異にする異動又は第18条に規定する異動をした職員にあっ ては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることと なる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する 号給数とする。
- 9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数、第4項の管理者の定める割合等を考慮して管理者の定める号給数を超えてはならない。

(平18規則2・全改、平19規則5・一部改正)

第27条 削除

(平18規則2・全改、平19規則5・削除)

(研修、表彰等による昇給)

- 第28条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第6条第3項の規定による昇給をさせることができる。
 - (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
 - (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
 - (3) 職制上若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合 退職の日

(平18規則2・全改)

(特別の場合の昇給)

第29条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に、条例第6条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(平18規則2・全改)

(55歳を超える職員)

第30条 条例第6条第5項に規定する55歳を超える職員とは、昇給日の属する年度の 初日において55歳を超える者をいう。

(平18規則2・全改)

(最高号給を受ける職員についての通用除外)

第31条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。 (平18規則2·全改)

第6章 特別の場合の号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

- 第32条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受けている号給より上位の 号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第16条第3項又は第19条第2 項の規定の適用を受ける場合を除く。)には、その者の号給を当該初任給として受 けるべき号給に決定することができる。
- 2 初任給の基準の改正に伴い、新たに当該基準の適用を受けることとなる職員との 均衡上職員の号給を調整する必要があると認められる場合その他これに準ずる場 合には、あらかじめ任命権者が管理者の承認を得てその者の号給を上位に決定する ことができる。

(平18規則2・全改)

(復職時等における号給の調整)

第33条 休職にされ、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下この条において「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第8の休職期間等調整換算表に定めるところにより換算して得た期間(以下「調

整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務復帰し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(平18規則2・平29規則4・一部改正)

(給料の訂正)

第34条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合に おいて、あらかじめ管理者の承認を得たときは、その訂正(昇給期間の短縮を含む。) を将来に向かって行うことができる。

第7章 補則

(現に職員であるものの級別資格基準表の適用)

- 第35条 施行の日前に正規の試験の結果に基づいて任用された者に適用される級別資格基準表の正規の試験区分は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又はこれに相当する資格を有する者を受験資格とする採用試験の結果に基づいて任用された者 上級の区分
 - (2) 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者又はこれに相当する資格を有する者を受験資格とする採用試験の結果に基づいて任用された者 中級の区分
 - (3) 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者又はこれに相当する資格を有する者を受験資格とする採用試験の結果に基づいて任用された者 初級の区分
- 2 施行日前に正規の試験以外の方法によって職員となった者及び正規の試験の対象職の属する職務の級以外の級に属する職を新たに占めることとなった者で級別資格基準表の試験欄の正規の試験の区分に対応する学歴免許欄に掲げる学歴免許等の資格を有するものの同表の適用については、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、その資格に応ずる学歴免許等の区分によることができる。この場合においては、正規の試験の区分に掲げる必要経験年数はその必要経験年数に1年を加えた年数とする。ただし、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるとき又はその者の勤務成績が特に良好であるときは、あらかじめ任命権者が管理者の承認を得て、正規の試験の区分に掲げる必要経験年数によることができる。

(雑則)

第36条 この規則により難い特別の事情があると認められるときは、あらかじめ任命

権者が管理者の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則(昭和48年3月7日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則(昭和49年1月25日規則第2号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
 - (昇格または降格の場合の給料月額の特例等)
- 2 中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年中部地域消防組合条例第8号。以下「昭和48年改正条例」という。)付則別表(以下「切替表」という。)の暫定給料月額欄に定める給料月額(以下「暫定給料月額」という。)を受ける職員を昇格させ、または降格させた場合におけるその者の給料月額は、当該昇格または降格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する切替表の新号給欄の号給を当該昇格または降格の日の前日に受けていたものとみなして第16条第1項または、第17条第1項の規定を適用した場合にこれらの規定により受けることとなる号給とする。
- 3 前項の規定により昇格または降格後の号給を決定された職員の当該昇格または降格後の最初の昇給にかかる昇給期間は、当該昇格または降格がなかつたものとした場合に当該昇格または降格の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間に相当する期間を加えた期間とする。
- 4 第2項の規定により昇格後の号給を決定された職員のうち、当該昇格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する切替表の新号給欄の号給が第16条第1項の規定により当該昇格後の号給に決定されることとなる号給が2ある場合の上位の号給または3ある場合の最上位の号給である職員の当該昇格後の最初の昇給にかかる昇給期間は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による期間から3月を減じた期間とする。
- 5 暫定給料月額を受けることがなくなった日に昇格し、または降格した職員の第16 条第1項または第17条第1項の規定の適用については、当該昇格または降格の日の 前日に受けていた暫定給料月額に対応する切替表の新号給欄の号給を同日におい

て受けていたものとみなす。

6 第4項の規定は、暫定給料月額を受けることがなくなった日に昇格した職員の当 該昇格後の最初の昇給にかかる昇給期間について準用する。

(暫定給料月額を受ける職員の特別昇給等)

- 7 暫定給料月額を受ける職員に関する第19条第1項および第20条の規定の適用については、次の各号に定める給料月額をこれらの規定による昇格(以下「特別昇給」という。)の直前給料月額の直近上位の給料月額とみなす。
 - (1) 特別昇給の直前に受けていた暫定給料月額に対応する切替表の新号給欄の号給の1号給上位の号給(以下「1号給上位号給」という。)が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある同表の新号給欄の号給または別表第9(以下「最高号給切替表」という。)の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある同表の新号給等欄の号給である場合 1号給上位号給に対応する暫定給料月額または1号給上位号給に対応する最高号給等切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額
 - (2) 1 号給上位号給が切替表の暫定給料月額に定めのある同表の新号給欄の号給または最高号給等切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある同表の新号給 等欄の号給以外の号給である場合 1 号給上位号給
- 8 前項の規定により特別昇給後の給料月額が1号給上位号給となる職員の当該特別 昇給の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間は、当該特別昇給後の給料月額 を受ける期間を算入しない。
- 9 第7項の規定により特別昇給後の給料月額が暫定給料月額または最高号給等切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額となる職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、1号給上位号給とする。

(暫定給料月額を受ける職員に関する準用)

10 第2項から第5項までの規定は最高号給等切替表の暫定給料月額欄に定める給料 月額を受ける職員の昇格または降格後の給料月額および当該昇格または降格後の 最初の昇給にかかる昇給期間に、前3項の規定はこれらの職員の特別昇給等につい て準用する。

付 則(昭和49年2月28日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和49年3月26日規則第10号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和49年7月2日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則(昭和50年2月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則(昭和50年12月22日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

付 則(昭和51年12月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし改正後の中部地域消防組合職員の初任 給、昇格、昇給等に関する規則別表第7の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

付 則(昭和52年12月26日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし改正後の中部地域消防組合職員の初任 給、昇格、昇給等に関する規則別表第9の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

付 則(昭和53年12月25日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和54年12月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の中部地域消防組合職員の初任給、昇格、 昇給等に関する規則の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

付 則(昭和55年12月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の中部地域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

付 則 (昭和56年12月25日規則第4号)

改正 昭和58年12月26日 規則第5号 昭和61年3月31日 規則第5号

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年1月1日から施行する。
- 2 削除
- 3 削除

(昇給に関する経過措置)

4 中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和54年中部 地域消防組合条例第5号。以下「改正条例」という。)付則第7項の規則で定める 号給又は給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 58歳に達した日に受けていた給料月額(以下「基準給料月額」という。)に対応する昭和57年1月1日(以下「施行日」という。)における給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額、最高の号給又は最高の号給の1号給下位の号給である場合(第3号に掲げる場合を除く。)基準給料月額に対応する施行日における給料月額に、職務の等級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額に2を乗じて得た額を加えた額
- (2) 基準給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額であり、かつ、基準 給料月額に対応する施行日における給料月額が職務の等級の最高の号給の2号 給以上下位の号給である場合(次号に掲げる場合を除く。) 基準給料月額に対応 する施行日における給料月額の2号給上位の号給
- (3) 58歳に達した日の翌日から施行日までの間に職務の等級を異にする異動があった場合 次に定める給料月額。ただし、当該期間中に2以上の職務の等級を異にする異動があった場合にあっては、管理者の定める給料月額とする。
 - ア 職務の等級を異にする異動の直前の給料月額が基準給料月額に対応する給料 月額である場合 当該異動の直後の給料月額に対応する施行日における給料月 額の2号給上位の号給(当該異動の直後の給料月額に対応する施行日における 給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額、最高の号給又は最高の 号給の1号給下位の号給である場合にあっては、その給料月額に、職務の等級 の最高の号給とその1号給下位の号給との差額に2を乗じて得た額を加えた 額)
 - イ 職務の等級を異にする異動の直前の給料月額が基準給料月額に対応する給料 月額の直近上位の給料月額(この規則による改正後の中部地域消防組合職員の 初任給、昇格、昇給等に関する規則第19条第1項に規定する直近上位の給料月 額をいう。以下同じ。)である場合 当該異動の直後の給料月額に対応する施行 日における給料月額の直近上位の給料月額
 - ウ 職務の等級を異にする異動の直前の給料月額が基準給料月額に対応する給料 月額の2号給上位の号給(基準給料月額に対応する給料月額が職務の等級の最 高の号給を超える給料月額、最高の号給又は最高の号給の1号給下位の号給で ある場合にあっては、その給料月額に、職務の等級の最高の号給とその1号給

下位の号給との差額に2を乗じて得た額を加えた額)又はこれを超える給料月額である場合 当該異動の直後の給料月額に対応する施行日における給料月額 ひ正条例付則第7項前段の規定による昇給は、職員が現に受ける給料月額を受けるに至った時から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める当該期間を短縮した期間)を下らない期間を良好な成績で勤務した場合に、条例第6条第4項又は第22条第2項の規定による昇給の例により行うものとする。

- (1) 基準給料月額に対応する給料月額を受けている場合又は58歳に達した日後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額を受けている場合(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が基準給料月額に対応する給料月額である場合に限る。) 18月(職務の級の最高の号給を受ける職員で管理者が定めるもの及び職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員にあっては、24月)
- (2) 基準給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合、58 歳に達した日後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が基準給料月額に対応する給料月額である場合に限る。)又は同日後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額を受けている場合(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が基準給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額である場合に限る。) 24月
- 6 改正条例付則第7項後段の規定による昇給は、施行日前から引き続き在職する職員が、第22条の2に規定する年齢に達した日後において、次の各号の一に該当し、かつ、その現に受ける給料月額を受けるに至った時から、当該各号に定める期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める当該期間を短縮した期間)を下らない期間を良好な成績で勤務した場合に、条例第6条第4項又は第22条第2項の規定による昇給の例により行うものとする。
 - (1) 施行日の前日に受けていた給料月額に対応する給料月額を受けている場合又は 施行日以後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額 に対応する給料月額を受けている場合(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額

が施行日の前日に受けていた給料月額に対応する給料月額である場合に限る。) 18月(職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員にあっては、24月)

- (2) 施行日の前日に受けていた給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合、施行日以後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に対応する給料月額である場合に限る。)又は施行日以後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額を受けている場合(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額である場合に限る。) 24月(施行日から56歳に達した日までの間に昇給した職員で、現に受ける給料月額が給料表に定められている号給であるものにあっては、18月)
- (3) 昭和57年3月31日に受けていた給料月額に対応する給料月額を受けている場合 又は同日後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額 に対応する給料月額を受けている場合(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額 が同日に受けていた給料月額に対応する給料月額である場合に限る。)(施行日 以後の条例第6条第4項又は第22条第2項の規定による最初の昇給の時期が56 歳に達した日後である場合及び前2号に掲げる場合を除く。) 24月
- 7 施行日前から引き続き在職する職員のうち、58歳に達した日後に新たに職員となった者については、前2項の規定にかかわらず、改正条例付則第7項の規定により 昇格させることができる。

付 則(昭和58年12月26日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の中部地域消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、昭和58年4月 1日から適用する。

付 則 (昭和60年3月8日規則第1号)

この規則は、昭和60年3月31日から施行する。

付 則 (昭和61年3月31日規則第5号 抄)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし別表第6の改正規定は昭和61年4月

- 1日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の中部地域 消防組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「改正後の規則」という。) の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和60年中部地域消防組合条例第4号。以下「改正条例」という。)付則第3項の規定により昭和60年7月1日(以下「切替日」という。)におけるその者の職務の級を定められた職員の改正後の規則別表第2の級別資格基準表の適用については、改正条例付則別表第1の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)に切替日の前日まで引き続き在職していた期間を、その者のこれらの規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
- 4 改正条例付則第3項の規定により切替日におけるその者の職務の級を定められた職員に係る当該切替後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から昭和61年6月30日までの間における改正後の規則第14条の規定によるものに限る。)については、同条第2項中「現に属する職務の級において1年以上」とあるのは、「中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和60年中部地域消防組合条例第4号)付則第3項の規定により昭和60年7月1日における職務の級と同条例付則別表第1の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた職務の等級に通算1年以上」とする。
- 5 改正条例による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例及び改正後の 規則の規定により切替日において昇格した職員の当該昇格後の給料月額の決定に ついては、改正条例付則第4項又は第6項の規定により定められた給料月額を切替 日の前日において受けていたものとみなして改正後の規則第16条の規定を適用す る。
- 6 改正条例付則第3項ただし書に規定する職務の級は、次の各号に定める者とする。
 - (1) 改正条例付則別表第1に掲げる旧等級4等級から職務の級3級に切替える職員 改正条例別表第2の職務の級欄の3級に掲げる職務にある職員
 - (2) 改正条例付則別表第1に掲げる旧等級4等級から職務の級4級に切替える職員 改正条例別表第2の職務の級欄の4級に掲げる職務にある職員

- (3) 改正条例付則別表第1に掲げる旧等級3等級から職務の級4級に切替える職員 改正条例別表第2の職務の級欄の4級に掲げる職務にある職員
- (4) 改正条例付則別表第1に掲げる旧等級3等級から職務の級6級に切替える職員 改正条例別表第2の職務の級欄の6級に掲げる職務にある職員
- (5) 改正条例付則別表第1に掲げる旧等級2等級から職務の級7級に切替える職員 改正条例別表第2の職務の級欄の7級に掲げる職務にある職員
- (6) 改正条例付則別表第1に掲げる旧等級2等級から職務の級8級に切替える職員 改正条例別表第2の職務の級欄の8級に掲げる職務にある職員
- 7 改正条例付則第4項ただし書に規定する職員は、前項第1号、第3号及び第5号 に定める者とする。
- 8 前項に規定する職員に対する切替後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格に係る改正後の規則第16条第1項第3号又は第4号の規定の適用については、これらの規定中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とし、昇格後において部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、調整をすることができる。

付 則(平成2年12月26日規則第8号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、平成3年 4月1日から施行し、別表第8の改正規定及び付則第2項の規定は、平成3年1月 1日から施行する。
- 2 改正後の規則別表第8の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の休職等の期間 について適用し、同日前の休職等の期間については、なお従前の例による。

付 則(平成3年3月1日規則第2号 抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成3年6月28日規則第12号)

この規則は、平成3年7月1日から施行する。ただし、第3条、第18条、別表第1 及び別表第6の改正規定は、平成3年4月1日から適用する。

付 則(平成4年3月31日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行し、この規則による改正後の別表第7の 2の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(昇格等に関する平成7年度までの間の経過措置)

- 2 平成4年4月1日から平成7年3月31日までの間に職員をこの規則による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第7の特定級表に定める職務の級以上の職務の級(以下「対象級」という。)に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、改正後の規則第16条第1項の規定にかかわらず、その者が昇格する時期の別により、付則別表の対象職員欄及び経過期間欄に掲げる区分(経過期間欄に定めのないときは、対象職員欄に掲げる区分)に対応する同表の昇格後の号給等欄に定める給料月額とし、当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間については、当該昇格後の号給等欄の区分に対応する同表の短縮期間欄に定める期間短縮することができる。
- 3 前項若しくは付則第5項の規定又は改正後の規則第16条第1項の規定の適用を受けた職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員を平成4年4月1日から平成8年3月31日までの間(以下「調整期間」という。)に昇格させた場合には、前項及び付則第5項の規定並びに改正後の規則第16条及び第21条の規定の適用がなく、かつ、この規則による改正前の滋賀中部地域行政事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第16条及び第21条の規定の適用があるものとして、昇給等の規定を適用した場合に当該昇格の日の前日に受けることとなる給料月額及びこれを受けることとなったとみなすことのできる日から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、前項の規定(平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間にあっては改正後の規則第16条及び第21条の規定)を適用するものとする。
- 4 滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例(昭和47年中部地域消防組合条例第19号)第6条第7項の規定により昇給しないこととされている職員を平成4年4月1日から平成7年3月31日までの間に対象級に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、付則第2項の規定にかかわらず、改正前の規則第16条の規定を適用したものとした場合に得られる給料月額とする。
- 5 平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日又は平成7年4月1日 (以下この項において「各調整日」という。)において、当該各調整日の前日から

引き続き対象級に在職する職員(当該各調整日に対象級に昇格する職員を除く。) の当該各調整日における給料月額及びこれを受けることとなる期間については、そ の者が当該各調整日に属する職務の級の1級下位の職務の級からの昇格が当該各 調整日に行われたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理 者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 56歳に達した日後に付則第2項の規定の適用を受けた職員で当該昇格後の号給が 改正前の規則第16条の規定を適用したものとした場合に得られる号給の1号給上 位の号給となるもの及び同日後に前項の規定の適用を受けた職員で管理者の定め るこれに準ずるものの当該昇格又は調整後の最初の昇給に係る昇給期間は、改正後 の規則第25条の規定にかかわらず、24月とする。

(平成8年4月1日における給料月額等の調整)

7 調整期間中に対象級に2回以上昇格した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の平成8年4月1日における給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が同日に属する職務の級の1級下位の職務の級からの昇格が同日に行われたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(昇格に関する平成13年度までの間の経過措置)

- 8 調整期間中に昇格をしなかった職員で付則第5項の規定の適用を受けたもの及び管理者の定めるこれに準ずる職員を平成8年4月1日から平成14年3月31日までの間に最初に昇格させた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合に当該昇格の日の前日に受けることとなる給料月額及びこれを受けることとなったとみなすことのできる日から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、改正後の規則第16条又は第21条の規定を適用するものとする。
- 9 降格した職員を平成4年4月1日から平成14年3月31日までの間に対象級に昇格 (当該降格の日の前日においてその者が属していた職務の級の1級上位の職務の 級までの昇格に限る。)させた場合におけるその者の号給及び当該昇格後の最初の 昇給に係る昇給期間を短縮することができる期間については、付則第2項の規定並 びに改正後の規則第16条第1項及び第21条第1項の規定にかかわらず、部内の他の 職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定めるものとする。

(読替規定)

10 平成4年4月1日から平成7年3月31日までの間の改正後の規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第1項	第16条第1項第1号から第	第16条第2項第1号から第3号ま
	3号まで若しくは第2項第	での規定又は滋賀中部地域行政事
	1号から第3号まで	務組合職員の初任給、昇格、昇給
		等に関する規則の一部を改正する
		規則(平成4年中部地域消防組合
		規則第3号。以下「改正規則」と
		いう。) 付則第2項
第16条第3項	前2項	前項の規定又は改正規則付則第2
		項
第16条第4項	前3項	前2項の規定及び改正規則付則第
		2項
第16条第5項	前各項の規定による	前3項の規定又は改正規則付則第
		2項の規定による
	前各項の規定にかかわらず	前3項の規定及び改正規則付則第
		2項の規定にかかわらず
第21条第2項	又は第36条	若しくは第36条の規定又は改正規
		則付則第2項若しくは第9項
	前項の規定	前項の規定又は改正規則付則第2
		項の規定
第32条第2項	又は第36条	若しくは第36条の規定又は改正規
		則付則第2項若しくは第9項
L	I.	1

11 改正後の規則第21条第2項又は第32条第2項の規定の適用については、平成7年 4月1日から平成14年3月31日までの間これらの規定中「又は第36条」とあるのは 「若しくは第36条又は改正規則付則第2項若しくは第9項とし、同日後における当 該各項の規定の適用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(雑則)

12 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過

措置は、管理者が定める。

付 則(平成4年6月1日規則第7号 抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則(平成5年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年3月23日規則第4号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公 布の日から施行する。

付 則(平成6年12月27日規則第8号 抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。

付 則(平成6年12月27日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則(平成7年4月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年3月29日規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成8年6月21日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

付 則 (平成8年12月26日規則第10号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の初 任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(雑則)

2 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則(平成9年7月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の滋賀中部地域行政事務

組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成9年4月1日から適用 する。

付 則(平成9年12月25日規則第13号)

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の初任 給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

付 則(平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成10年9月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則 (平成10年12月25日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東近江行政組合職員の初任給、昇格、 昇給等に関する規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

付 則(平成11年12月24日規則第5号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第7の2の改正規定及び次項から付則第5項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則(別表第7の2の改正規定に限る。)による改正後の東近江行政組合職員の初任給、昇格、昇級等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則第1 条ただし書の規定の適用を受ける職員の昇格等の特例)

- 3 最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成 11年東近江行政組合規則第6号。以下「切替規則」という。)第1条ただし書の規 定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第16条又は第17条の規定の適用につ いては昇格又は降格の日の前日において切替規則第1条ただし書きの規定の適用 がないものとした場合に受けることとなる給料月額を同日において受けていたも のとみなす。
- 4 切替規則第1条ただし書の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第26条 及び第29条の規定の適用については、第26条中「その者の現に受ける給料月額」と あるのは「その者の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に

関する規則(平成11年東近江行政組合規則第6号)第1条ただし書の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる給料月額」と、第29条第1項中「同項」とあるのは「東近江行政組合職員の初任給、昇格、昇級等に関する規則の一部を改正する規則(平成11年東近江行政組合規則第5号)付則第4項の規定による読替え後の同条」とする。

5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項 は、管理者が定める。

付 則(平成12年3月31日規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年9月25日規則第7号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

付 則(平成12年12月26日規則第11号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成13年3月19日規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年4月26日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則の規定による改正前の東近江行政組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第3に定める学歴免許等資格区分表に掲げる学歴免許等の資格(この規則による改正後の東近江行政組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第3に定める学歴免許等資格区分表に掲げるものを除く。)を有する職員に対する改正後の規則の規定の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成14年4月30日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

付 則(平成14年6月7日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東近江行政組合職員の初任給、昇格、 昇給等に関する規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。 付 則(平成16年3月10日規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年2月9日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月23日規則第7号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月22日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正条例付則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

- 2 東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第 2号)付則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。) における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例付則第2項適用職員」 という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後別表第2の級別資格基準 表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められ た職務の級に在級する期間に通算する。
 - (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項に「旧級」という。)が給料表の2級若しくは5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた 期間
- 3 改正条例付則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第14条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、給料表の2級若しくは5級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第2号)付則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条例付則別表第1の旧級欄

に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、 旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第16条又は第17条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

平成19年1月1日以後新たに職員となり、その者の号給の決定について東近江行 政組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「初任給等規則」という。) 第11条から第12条の2までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員 となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による 号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から初任給等規則第10条 第1項の規定による号給(初任給等規則第11条第1項の規定により初任給基準表の 初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じ た数を4(新たに職員となった者が同規則第26条第1項に規定する特定職員である ときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨て た数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日 前となるものの採用日における号給は、初任給等規則第11条から第12条の2までの 規定にかかわらず、採用日から調整年数を溯った日(平成22年1月1日以後新たに 職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日(同 規則第26条第1項に規定する特定職員にあっては、同年の10月1日)以後である場 合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における初任給 等規則第24条第1項に規定する昇給日(次の各項に掲げる職員の区分に応じ、当該 各号に定める期間または日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給 の号数から減じて得た号数の号給とする。

(平19規則5・平23規則4・平24規則2・一部改正)

- (1)次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22 年1月1日まで
- (2) 平成23年4月1日以降に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者 (次号および第4号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成21年1月1

日まで

- (3) 平成24年4月1日以降に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者 (次号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで
- (4) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において36歳に満たない者 平成19年1月1日

(平24規則2・追加)

(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

6 平成19年1月1日までの間における初任給等規則第26条第1項、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(条例第6条第5項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D又はE)」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後新たに職員となった特定職員又は同日後に第16条第3項、第19条第2項若しくは第32条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第16条第3項、第19条第2項若しくは第32条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)」とする。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における特定職員の昇給の号 給数の特例)

7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における初任給等規則第26条第 5項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数 に相当する数から1を減じて得た数に相当する号級数(当該号級数が負となるとき は、0)」とする。

(平19規則5・一部改正)

(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等)

8 平成19年1月1日において、特定職員(初任給等規則第26条第5項に規定する特 定職員をいう。)以外の職員(以下「一般職員」という。)を条例第6条第3項の 規定による昇給(初任給等規則第28条又は第29条に定めるところにより行うものを 除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に初任給等規則第16条第3項、第19条第2項若しくは第32条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(管理者の定める一般職員にあっては、管理者の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号給数が零となる一般職員
- (2) 条例第6条第5項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの
- (3) 次項第3号に掲げる一般職員(条例第6条第5項の規定の適用を受けるものを除く。)で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 9 一般職員の基準号給数は、初任給等規則第25条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
 - (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8 号給以上(条例第6条第5項の規定の 適用を受ける一般職員にあっては、4 号給以上)
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給

(平23規則4・一部改正)

- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3 号給以下
- 10 管理者の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間 (当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員と なった日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を 勤務していない一般職員その他管理者の定める一般職員については、前項第3号に 掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 11 付則第8項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月1日において職務の級を異にする異動又は初任給等規則第18条に規定する異動をした一

般職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

12 付則第9項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇 給の号給数の合計は、一般職員の定員等を考慮して管理者の定める号給数を超えて はならない。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(東近江行政組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 の一部改正)

2 東近江行政組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (平成18年東近江行政組合規則第2号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「同規則第26条第1項に規定する特定職員で」を「特定職員(その職務の級が7級以上である職員をいう。以下同じ。)で」に、「10月1日(同規則第26条第1項に規定する」を「11月1日(」に、「8月1日」を「10月1日」に改める。

付則第7項の見出し中「特定職員の」を削り、同項中「第26条第1項」を「第26条第5項」に、「号級数」と、「E」とあるのは「E(条例第6条第5項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、DまたはE)」を「号級数(当該号級数が負となるときは、0)」に改める。

付 則(平成19年12月27日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則 (平成20年3月28日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年3月18日規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年4月1日規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年4月1日規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年4月1日規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月15日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月26日規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月25日規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月26日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年1月18日規則第4号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の東近江行政組合職員の初任給、昇格、 昇給等に関する規則(以下「初任給等規則」という。)の規定は、平成28年4月1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が改正前の初任給等規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成29年3月21日規則第10号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の東近江行政組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第8の規 定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休 暇の期間については、なお従前の例による。

附 則(令和2年9月29日規則第13号) この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

級別職務分類表

職務	職 務 0	D 名 称
の級	消防東員	その他の職員
7 級	消防長、次長、防災担当監、主監及び	事務局長、事務局次長及び主監
	消防監の階級にある署長	
6 級	課長、署長、参事及び副署長	課長、事務長及び参事
5 級	課長補佐、署長補佐、出張所長及び主	課長補佐、事務長補佐、所長及び主幹
	幹	
	係長	副主幹
4 級	相当高度な業務を行う主査	相当高度な業務を行う主査
	専門員	専門員
	主査	主査
3 級	相当高度な業務を行う消防士長	主任主事
	特に高度な業務を行う消防副士長	相当高度な業務を行う副主任主事
2 級	消防士長	副主任主事
	消防副士長	
1級	消防士	主事

(平17規則 7・平18規則 2・平19規則 3・平22規則 3・平23規則 1・平26規則 5・一部改正) (平27規則 3・平28規則 4・令 2 規則13・一部改正)

別表第2 (第4条関係)

級別資格基準表

試	験	学歴免許等		左	職	務の		級							
武				十寸	1 級	2 級	3 級								
正	上級	1 3/6 4		1		夶		3		4					
規	上版	大	学	卒	0	3		7							
が の	中級	短	大 卒		十		后 十	+ *		5. 5		4			
試	中观					4	. +	0	6		10				
験	初級	音	مارا مارا		* *		校卒		± ++	÷ ++	· -		8		4
	19J 78X	向	高 校 卒		0	8		12							
2	D (4)	古	÷ ++		مل ملل ،	<u></u>		I.b		÷ +			8		4
~	その他高		高校卒		0	8		12							

備考

- 1 この表において職務の級欄における上段の数字は当該職務の級に決定される ための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は学歴免許 欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定され るための必要経験年数を示す。
- 2 試験欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 3 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「上級」は、職員採用上級試験及びこれに準ずる試験を示し、「中級」は、職員採用中級試験及びこれに準ずる試験を示し、「初級」は、職員採用初級試験及びこれに準ずる試験を示す。

(平18規則 2·一部改正)

別表第3 (第5条関係)

学 歴 免 許 等 資 格 区 分 表

学歴免	 免許等の区分	
基 準 学歴区分	学 歴 区 分	学 歴 免 許 等 の 資 格
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)によ
		る大学院博士課程の修了
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免
		許等の資格
	二修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免
		許等の資格
	三 専門職学位課	(1)学校教育法による専門職大学院専門職学
	程修了	位課程の修了
		(2)上記に相当すると管理者が認める学歴免
		許の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学もしくは歯
		学に関する学科(同法第85条ただし書に規
		定する学部以外の教育研究上の基本となる
		組織を置く場合における相当の組織を含
		む。以下同じ。) または薬学もしくは獣医学
		に関する学科(修業年限6年のものに限
		る。)の卒業
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免
		許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科
		の卒業
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免
		許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業

i		,
		(2) 国立看護大学校看護学部の卒業
		(3) 気象大学校大学部(修業年限4年のもの
		に限る。)の卒業
		(4) 海上保安大学校本科の卒業
		(5) 上記に相当すると管理者が認める学歴免
		許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒
		業
		(2) 学校教育法による2年制の短期大学の専
		攻科の卒業
		(3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科
		の卒業
		(4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免
		許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒
		業
		(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業
		(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学
		校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短
		期大学と同程度とみなされる修業年限2年
		以上のものに限る。)の卒業
		(4) 航空保安大学校本科の卒業
		(5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程
		の卒業
		(6) 上記に相当すると管理者が認める学歴免
		許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程
		の卒業
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免

			許等の資格
3	高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学
			校又は特別支援学校の専攻科の卒業
			(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免
			許等の資格
		二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学
			校又は特別支援学校(同法76条第2項に規
			定する高等部に限る。)の卒業
			(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免
			許等の資格
		三 高校2年	(1) 保健師助産師看護師法(平成13年法律第
			153号)による准看護師学校又は准看護師養
			成所の卒業
			(2) 上記に相当すると替理者が認める学歴免
			許等の資格
4	中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支
			援学校(同法76条第1項に規定する中等部
			に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課
			程の修了
			(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免
			許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育 法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第 153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師 養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

(平20規則6・平24規則2・一部改正)

別表第4 (第6条関係)

経	歴	換 算 率
地方公務員、国家公務員又 は旧公共企業体、政府関係 機関若しくは外国政府の 職員としての在職期間	職員の職務とその種類が 類似する職務に従事した 期間	100 100 以下
	その他の期間	80 100以下(部内の他の職員との均衡を著しく 失する場合は、 100 下)以
民間における企業体、団体 等の職員としての在職期 間	職員としての職務にその 経験が直接役立つと認め られる職務に従事した期 間	100 以下
	その他の期間	80 以下
学校又は学校に準ずる教育 規の修学年数内の期間に限	機関における在学期間(正る。)	100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従いての経験で、その職務にしての経験が職員とと認められるもの	100 以下
	技能、労務等の職務に従事 した期間で、その職務につ いての経験が職員として の職務に役立つと認めら れるもの	$\frac{50}{100}$ 以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{80}{100}$ 以下)
	その他の期間	25 100 職員との均衡を著しく 失する場合及び教育職 員に適用する場合は、 50 100 以下)

備考 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事 した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認め られるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務につ いての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこ

- の表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を $\frac{80}{100}$ 以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下)とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で管理者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を管理者が別に定める。

別表第5 (第7条関係)

修学年数調整表

	体光左		基 準 学	歴 区 分	
学歴区分	修学年 数 数	大学卒(16	短大卒(14	高校卒(12	中学卒(9
	数	年)	年)	年)	年)
博士課程修了	21年	+ 5 年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+ 2 年	+4年	+6年	+ 9 年
専門職学位課程修了	18年	+ 2 年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+ 2 年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+ 5 年	+8年
大学 4 卒	16年		+ 2 年	+4年	+7年
短大3卒	15年	- 1 年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	- 2年		+2年	+ 5 年
短大1卒	13年	- 3年	- 1 年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1 年	+1年	+4年
高校 3 卒	12年	- 4年	- 2年		+3年
高校 2 卒	11年	- 5年	- 3 年	- 1 年	+ 2 年
中学卒	9 年	- 7年	- 5 年	- 3 年	

備考

1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学 歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について管理 者が別段の定めをした職員については、管理者が定める修学年数及び調整年数 をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

(平20規則6・一部改正)

別表第6 (第10条関係)

初 任 給 基 準 表

	1 4	д		学歴区分		初		任			給				
	試驗					消	防	吏	員	その	他	の	職	員	
正規	上		級					1級3	3号絲	<u>,</u>	1	級2	9号	·給	
の試	中		級					1級2	3号約	1	1	級1	9号	·給	
験	初		級					1級1	3号絹	ì	1	級!	9 号	·給	
そ	•	の	他	高	校	卒		1級9	9 号約	ì	1	級:	5 号	·給	

(平成18規則2・一部改正)

別表第7 (第16条関係)

昇格時号給対応表

見扱したロの			1 按 徑	ル· 女 の 早 ý	;∆	
昇格した日の		昇	P 格 後	の 号 絹	给 	
前日に受けて	2 級	3 級	4級	5 級	6 級	7 級
いた号給						
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12

25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30

54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	30
56	24	40	40	48	44	30
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	31
59	26	42	43	51	46	31
60	26	42	44	52	46	31
61	27	43	45	53	47	31
62	27	43	45	54	47	31
63	28	44	45	55	48	31
64	28	44	46	56	48	31
65	29	45	46	57	49	31
66	29	45	46	58	49	31
67	30	46	47	59	50	31
68	30	46	47	60	50	32
69	31	47	47	61	50	32
70	31	47	48	62	50	32
71	32	48	48	63	50	32
72	32	48	48	64	50	32
73	33	49	49	65	50	32
74	33	49	49	66	50	32
75	34	49	49	67	50	32
76	34	49	50	68	50	32
77	35	50	50	68	51	32
78	35	50	50	68	51	32
79	36	50	51	68	51	32
80	36	50	51	68	51	32
81	37	51	51	69	51	33
82	37	51	52	69	51	33
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

83	38	51	52	69	51	34
84	38	51	52	69	51	34
85	39	52	53	69	51	35
86	39	52	53	70	51	
87	40	52	53	70	51	
88	40	52	53	70	51	
89	41	53	54	71	52	
90	41	53	54	72	52	
91	42	53	54	73	52	
92	42	53	54	74	52	
93	43	53	55	75	53	
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	55			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	56			
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	58			
109		56	58			
110		57	58			
111		57	58			

第5編 給与 (東近江行政組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則)

					,
112		57	58		
113		57	59		
114		57			
115		57			
116		58			
117		58			
118		58			
119		58			
120		58			
121		58			
122		59			
123		59			
124		59			
125	A -1/	59			

(平18規則2全改・平19規則13一部改正・平25規則1一部改正) (平27規則3・平29規則4・一部改正)

別表第7の2 (第26条関係)

昇 給 号 給 数 表

昇給区分	A	В	С	D	Е
昇給の号給数	8以上	6	4 (職務の級が 7 級以上である職員 にあっては、3)	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考

この表に定める上段の号給数は条例第6条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

(平18規則2・全改、平19規則5・一部改正)

別表第8 (第33条関係)

休職期間等調整換算表

休 箱	等 等	0	期	間		換	算	率
地方公務員法第28条	第2項第1	号の規	見定に	よる休職	(公務			
上の負傷若しくは疾	病又は通勤	」(地方	公務員	員災害補償	法(昭			
和42年法律第121号)	第2条第2	項及で	び第 3	項に規定	する通			
勤をいう。以下この	表において	同じ。)	によ	る負傷若	しくは			
疾病に係るものに限	る。) 又は公	務上0	の負傷	若しくは	疾病若	3分の	3 以下	•
しくは通勤による負	傷若しくは	疾病に	二係る1	休暇の期	間			
東近江行政組合職員	の勤務時間	一、休明	3等に	関する条	例(平			
成6年滋賀中部地域	行政事務組	1合条例	列第 5	号)第11	条に規			
定する介護休暇の時	間							
地方公務員法第28条	第2項第1	号の規	見定に	よる休職	(公務	3分の	1 以下	: (結
上の負傷若しくは疾	病又は通勤	りによる	る負傷	若しくは	疾病に	核性疾	患によ	る者
係るものを除く。)又	は公務外の	負傷者	告しく	は疾病に	よる休	である	場合に	あっ
暇(通勤による災害	に係るもの	を除く	(°) (C	期間		ては、	2分の	1以
						下)		
地方公務員法第28条	第2項第2	号の規	見定に	よる休職	の期間	3分の	3 以下	•
(無罪判決を受けた	場合の休職	の期間	間に限	る。)				
専従許可の有効期間						3分の	 2 以下	

(平18規則2・平29規則10・一部改正)